

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返戻いたします。

紹介手数料の一部を返戻する場合は、以下のとおりとします。

- ・入社日より 1 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%を返戻いたします。
- ・入社日より 1 ヶ月超え 3 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%を返戻いたします。

なお、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合、本制度は適用されません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。